設楽町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をここに公布する。

令和８年３月３０日

設楽町長　　土 屋　　浩

令和８年設楽町規則第１４号

設楽町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

設楽町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年設楽町規則第36号)の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「経験者採用試験」の次に「(第９条第３項及び第４項において「経験者採用試験」という。)」を加える。

第９条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、第18条第１項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

第９条第２項中「初任給欄の職務の級」を「初任給欄の職務の級(初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)」に改め、同条第３項中「経験者採用試験」を「経験者試験等採用者(新たに職員となった者のうち、経験者採用試験」に、「新たに職員となった者」を「採用された者その他その有する経験年数が１年以上である者(前項に規定する者を除く。)をいう。以下同じ。)」に改め、「任命権者がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された」を削り、「当該新たに職員となった者」を「当該経験者試験等採用者」に改め、同条第４項中「新たに職員となった者のうち、前２項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第１項第４号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位

の職務の級)を基礎として、その者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第４項前段(特別の事情がある場合には、同項)の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては、当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては、町長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする」を「新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が１年に満たない者(採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。)の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第１項第４号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)に決定するものとする」に改め、同条第５項を次のように改める。

５　職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前２項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

(1)　設楽町に勤務する者で給料表の適用を受けないもの

(2)　他の地方公共団体の職員

(3)　国家公務員

(4)　職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して１年を経過しない者

(5)　法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

(6)　前各号に掲げる者の準ずる者として町長が定める者

第10条第１項第１号中「の規定により職務の級を決定された職員」を「に規定する職員(第４号に掲げる職員を除く。)」に改め、同項第２号中「前条第３項の規定により職務の級を決定された職員(以下この号において「経験者試験採用者」という。)　任命権者が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給」を「経験者試験等採用者　その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける他の職員(以下この号において「部内職員」という。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給(部内職員がいない者及びこれに準ずる者として町長の定める者にあっては、町長の定める号給)」に改め、同項第３号を次のように改める。

(3)　前条第４項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。)　その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第10条第２項を次のように改める。

２　前条第５項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として町長が定める場合には、前項の規定にかかわらず、町長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第11条第１項中「し、経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者には適用しない」を「する」に改める。

第12条を次のように改める。

第１２条　削除

第13条第１項中「新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第１項の規定による号給(前条第１項の規定の適用を受けるものにあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち５年を超える経験年数(第２号又は第４号に掲げる者で町長の定める職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって町長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、18月)で除した数(１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第７に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗

じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(町長の定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で町長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる」を「新たに職員となり、第10条第１項第１号又は第４号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月で除した数(１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第７に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(町長の定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で町長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第１項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第１項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする」を「新たに職員となり、第10第１項第３号の規定の適用を受ける者のうち町長の定める号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に町長に定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる」に改める。

第13条の２第１項中「第９条第４項」を「第９条第３項及び第４項」に、「及び第２項並びに前条」を「並びに前条第１項」に、「、その者」を「その者」に改め、「場合」の次に「として町長が定める場合」を加え、「その資格」を「町長が定める資格」に改める。

第14条の見出し中「(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)」を「(特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い)」に改め、同条中「第12条

又は第13条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる」を「この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる」に改める。

第15条の見出しを削る。

第15条及び第16条を次のように改める。

第１５条及び第１６条　削除

第18条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、その属する職務の級を行政職給料表㈠５級以上の級その他町長の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して町長が定める要件を満たしていなければならない。

第18条第４項から第７項までを削る。

第18条の２を削る。

第19条中「取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなった」を「した」に、「第18条」を「前条(第１項後段を除く。)」に改める。

第20条第１項中「第18条」の次に「(第１項後段を除く。)」を加え、「、町長の

定めるところにより」を削る。

第23条を次のように改める。

（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第２３条　次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する（第１号に掲げる異動の場合にあっては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）ものとする。この場合において、第18条第１項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

(1)　初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

(2)　給料表の適用を異にする他の職務への異動

第24条第１項中「前条第１項に規定する」を「前条第１号に掲げる」に改め、同項第２号中「第15条又は第16条」を「第10条第２項」に改める。

第25条を次のように改める。

第２５条　削除

第26条中「第２項」を「同条第２項」に、「前条第１項又は第３項に規定する」を「第23条第２号に掲げる」に改める。

第34条第11項中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第44条中「第16条」を「第14条」に、「在級期間表」を「第18条第１項後段（第９条第１項後段及び第23条後段において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第５　削除

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（施行日前に新たに職員となった者の号給の調整）

第２条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に規則第２条第６号に規定する採用試験若しくは同条第７号に規定する経験者採用試験又は選考（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第３条　前条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は町長が定める。

設楽町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年設楽町規則第36号）新旧対照表

改正後	改正前
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　（略） (6)　採用試験　任命権者が職員を採用するため行う競争試験（次号に規定する経験者採用試験（第９条第３項及び第４項において「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。 (7)～(10)　（略） （新たに職員となった者の職務の級） 第９条　新たに職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、第18条第１項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。 ２　採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第１に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。 ３　経験者試験等採用者（新たに職員となった者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が１年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、＿＿＿

するものとする。	定するものとする。
4　新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が１年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第１項第４号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。	4　新たに職員となった者のうち、前２項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第１項第４号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎として、その者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第４項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては、当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては、町長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。
5　職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前２項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。 (1)　設楽町に勤務する者で給料表の適用を受けないもの (2)　他の地方公共団体の職員 (3)　国家公務員	5　前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第15条各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として、引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(4)　職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して１年を経過しない者	
(5)　法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの	
(6)　前各号に掲げる者の準ずる者として町長が定める者	
（新たに職員となった者の号給）	（新たに職員となった者の号給）
第10条　新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。	第10条　新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
(1)　前条第２項に規定する職員（第４号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給	(1)　前条第２項の規定により職務の級を決定された職員　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
(2)　経験者試験等採用者　その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける他の職員（以下この号において「部内職員」という。）で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給（部内職員がいない者及びこれに準ずる者として町長の定める者にあっては、町長の定める号給）	(2)　前条第３項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）　任命権者が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給
(3)　前条第４項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区	(3)　前２号及び次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

分に対応する初任給欄に定める号給	イ　前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員　当該号給 ロ　前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員　初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第１項又は第22条の２第１項の規定により得られる号給
(4)　（略）	(4)　（略）
２　前条第５項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として町長が定める場合には、前項の規定にかかわらず、町長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。	２　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員（前項第２号に掲げる職員を除く。）の号給については、同項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。
（初任給基準表の適用方法） 第11条　初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。	（初任給基準表の適用方法） 第11条　初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者には適用しない。
２～４　（略）	２～４　（略）
第12条　削除	（学歴免許等の資格による号給の調整） 第12条　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の

表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数（次条第２項において「加算数」という。）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

博士課程修了		21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
	中学卒	9

備考

1　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。

2　その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について町長が別段の定めをした職員については、町長が定める数をもっ

	て、同欄に掲げる数とする。
（経験年数を有する者の号給） 第13条　新たに職員となり、第10条第１項第１号又は第４号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第７に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（町長の定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で町長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる 。	（経験年数を有する者の号給） 第13条　新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第１項の規定による号給（前条第１項の規定の適用を受けるものにあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（第２号又は第４号に掲げる者で町長の定める職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって町長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第７に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（町長の定める者にあっては、当該号給の数に３を超えない範囲内で町長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 (1)　第11条第２項第１号に掲げる者　その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「上級」にあっては「大学卒」の区分、「中級」にあっては「短大卒」の区分、「初級」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第１項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数 (2)　第11条第２項第２号に掲げる者及び同条第３項の規定の適用を受ける者　町長の定める経験年数 (3)　前２号又は次号に該当する者以外の者　初任

	給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第１項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
	(4)　第１号及び第２号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表の掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの　町長の定める経験年数
２　新たに職員となり、第10第１項第３号の規定の適用を受ける者のうち町長の定める号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に町長に定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。	２　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第１項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第１項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
（経験年数）	（経験年数）
第13条の２　第９条第３項及び第４項、第10条第１項第２号並びに前条第１項　に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者　に有利である場合として町長が定める場合にあっては、町長が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第３に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。	第13条の２　第９条第４項　、第10条第１項第２号及び第２項並びに前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合　にあっては、その資格　を取得した時）以後の年数を別表第３に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い）	（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）
第14条　この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定に	第14条　第12条又は第13条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有

かかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。	する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。 （人事交流等により異動した場合の号給） 第15条　次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第13条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、町長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。 (1)　設楽町に勤務する者で給料表の適用を受けないもの (2)　他の地方公共団体の職員 (3)　国家公務員 (4)　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して１年を経過しない者 (5)　法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの (6)　前各号に掲げる者に準ずる者として町長が定める者 （特殊の職に採用する場合等の号給） 第16条　次に掲げる場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。 (1)　顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合
第15条及び第16条　削除	

	(2)　前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合
（昇格）	（昇格）
第18条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を行政職給料表㈠５級以上の級その他町長の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して町長が定める要件を満たしていなければならない。	第18条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
	４　前３項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を１級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第５に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な１級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において町長が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。
	５　第１項から第３項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において町長が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を２級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として町長の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を２級以上上位の職務の級に決定するものとする。
	６　第４項の場合において、在級期間表に定める在

	級期間によることとしたときに他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第５」とあるのは「町長の定める要件及び別表第５」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な１級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。 ７　第４項の規定による昇格は、現に属する職務の級に１年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が１年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、町長の定めるところによるときは、この限りでない。 （在級期間表の適用方法） 第18条の２　在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあっては、その区分に応じて適用する。 ２　在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。 ３　第11条第２項第２号に掲げる者又は同条第３項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。 ４　次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。 (1)　第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員　他の職員との均衡を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める期間 (2)　第23条第１項又は第25条第１項若しくは第３項に規定する異動をした職員　他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ町長の承認を得て定める期間
（上位資格の取得等による昇格） 第19条　職員が第11条第２項第１号に該当すること	（上位資格の取得等による昇格） 第19条　職員が第11条第２項第１号に該当すること

となり、又は異なる学歴免許等の資格をした 等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、前条（第１項後段を除く。）の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。	となり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第18条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。
（特別の場合の昇格） 第20条　休職された職員のうち、町長が定めるものが職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第18条（第１項後段を除く。）の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。	（特別の場合の昇格） 第20条　休職された職員のうち、町長が定めるものが職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第18条の規定にかかわらず、町長の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
２　（略）	２　（略）
（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級） 第23条　次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する（第１号に掲げる異動の場合にあっては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）ものとする。この場合において、第18条第１項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。	（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級） 第23条　職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第10条第１項第４号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎として、その者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第４項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第25条第１項において「仮定級」という。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。
(1)　初任給基準表に異なる初任給の定めがある他	２　前項の規定により昇格させようとする日以前に

の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）	における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、町長の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。
(2)　給料表の適用を異にする他の職務への異動	
（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）	（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）
第24条　前条第１号に掲げる　異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。	第24条　前条第１項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　その初任給の決定について第10条第２項の規定の適用を受けたもの　あらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給	(2)　その初任給の決定について第15条又は第16条の規定の適用を受けたもの　あらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
２・３　（略）	２・３　（略）
	（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）
第25条　削除	第25条　職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、仮定級の範囲内で決定するものとする。
	２　第23条第２項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。
	３　第９条第３項の規定により職務の級を決定された職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前２項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第３項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる

	職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。
（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）	（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）
第26条　第24条第１項及び同条第２項の規定は、第23条第２号に掲げる　　異動をした職員の異動後の給料月額について準用する。	第26条　第24条第１項及び第２項　　の規定は、前条第１項又は第３項に規定する異動をした職員の異動後の給料月額について準用する。
（昇給区分及び昇給の号給数）	（昇給区分及び昇給の号給数）
第34条　（略）	第34条　（略）
２～10　（略）	２～10　（略）
11　第７項から第９項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条第１項に掲げる　異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第５項及び第６項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。	11　第７項から第９項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条第１項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第５項及び第６項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
12　（略）	12　（略）
（町長の承認を得て定める基準等についての暫定措置）	（町長の承認を得て定める基準等についての暫定措置）
第44条　第14条若しくは第24条第１項第２号（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第41条第２項に規定する町長の承認を得て定めることとされている基準又は第18条第１項後段（第９条第１項後段及び第23条後段において準用する場合を含む。）において別に定めることとされている事項が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に町長の承認を得て行うものとする。	第44条　第16条若しくは第24条第１項第２号（第26条において準用する場合を含む。）若しくは第41条第２項に規定する町長の承認を得て定めることとされている基準又は在級期間表　　において別に定めることとされている事項が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に町長の承認を得て行うものとする。
別表第５　削除	別表第５　在級期間表（第18条関係）
	１　行政職給料表（一）

職務の級					
2級	3級	4級	5級	6級	7級

3	4	4	2	2	5

備考

中級若しくは初級の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「３」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあっては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあっては「８」と、選考採用者にあっては「９」とする。

２　行政職給料表（二）

職務の級
2級
6

３　医療職給料表（一）

職務の級			
2級	3級	4級	5級
6	別に定める	別に定める	別に定める

４　医療職給料表（三）

職務の級		
3級	4級	5級
5	別に定める	別に定める

備考

中級の結果に基づいて職員となった者に対するこの表の適用については、職務の級３級の欄中「５」とあるのは「７」とする。